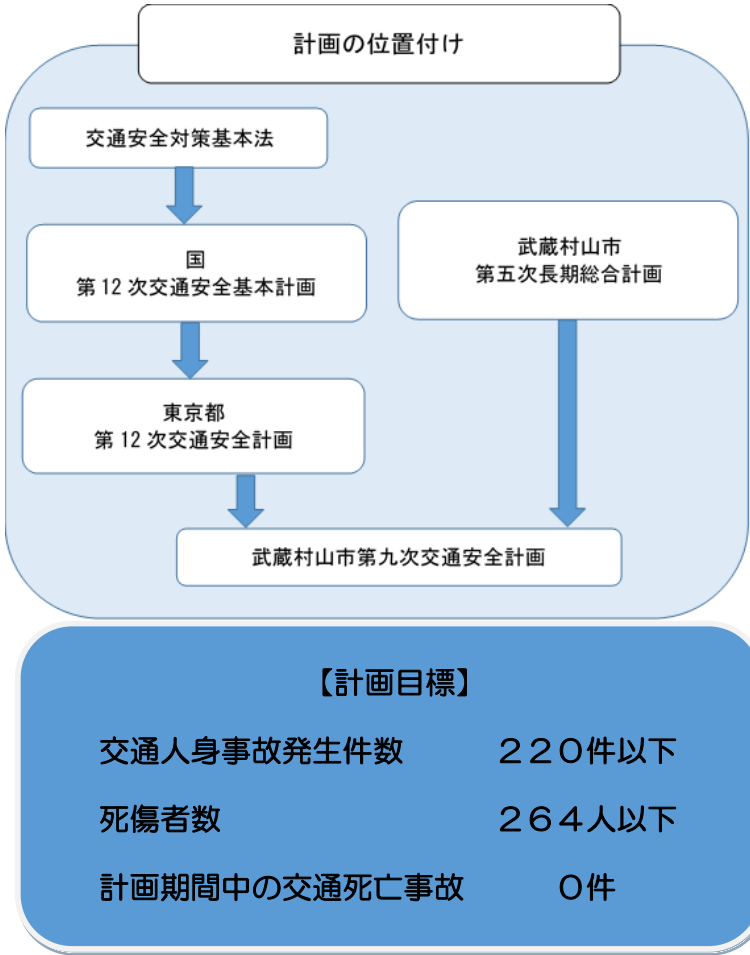


武蔵村山市第九次交通安全計画（素案）【概要】

策定の趣旨等（素案 p. 3～）

- 策定の趣旨
交通情勢の変化に対応した実効性のある交通安全計画を定め、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することにより、「市民が安心して生活できる安全な交通社会」の実現を目指します。
- 計画策定の根拠
交通安全対策基本法
- 計画の位置付け
第12次東京都交通安全計画を指針とし、本市の上位計画である武蔵村山市第五次長期総合計画をはじめ、交通安全に資する他の計画との整合性を図り、策定します。
- 計画期間
令和8年度～令和12年度（5年間）
- 計画の構成
第1部 総論
第1章 はじめに
第2章 市内の交通現況
第2部 講じようとする施策
第1章 重視すべき施策
第2章 分野別の施策



市内の交通現況（素案 p. 6～）

- 事故総件数に占める自転車に関連する割合は全体の4割と高い水準のまま推移しています。
- 自転車関連事故の7割近くは、自転車運転者側に何らかの違反がある状態です。
- 小学生の自転車事故による死傷者数が増加傾向です。
- 今後、多摩都市モノレールの新駅建設に伴って、新駅周辺に特定小型原動機付自転車の普及も想定されます。
- 母国と交通ルールが違う外国人共住者は年々増加傾向です。

		令和5年	令和6年	令和7年	
					前年比
交通事故死傷者数（人）		332	278	291	13
交通事故発生件数（件）		295	233	249	16
市内事故 総件数 に占める 関与率	自転車（％）	39.0	42.1	39.8	△2.3
	高齢者（％）	32.5	28.3	30.9	2.6
	子ども（％）	7.1	6.0	8.0	2.0
外国人共住者数（人）		2,013	2,143	2,334	191

武蔵村山市第九次交通安全計画（素案）【概要】

講じようとする施策（素案p. 31～）

高齢者の交通安全の確保

市内では過去5年以内に高齢者が亡くなる死亡事故は発生していませんが、市内人口の約3割は高齢者であり、高齢者の交通安全の確保は欠かすことができません。

加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育の実施等を関係機関等と協力して推進します。

子どもの交通安全の確保

交通ルールを定着させるための交通安全教育を充実させるとともに、年齢・発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育により、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動をすることができる判断力の育成を図ります。

自転車の安全利用の推進

大幅改定

自転車を利用する全ての人に対し、幅広い年代に応じた交通安全教室の実施を推進するとともに、令和8年4月1日に施行された交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）の周知啓発を行います。併せて、自転車損害賠償保険等への加入促進を促します。

二輪車の安全対策の推進

ヘルメットの正しい着装と胸部プロテクター着用促進、死亡事故、重傷事故に直結しやすい違反行為等を抑制するための広報啓発活動に努めます。

飲酒運転の根絶

市内でも依然としてなくなっていないことから、飲酒事故「0」に向けた取組として、警察署等と連携して飲酒運転の根絶を目指します。

先端技術の活用

衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した安全運転サポート車両の普及等、関係機関等と協力し社会情勢に応じた柔軟かつ必要な対策・整備等を推進します。

特定小型原動機付き自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進

新規

運転免許が不要とされている特定小型原動機付自転車の利用者に対し、基本的な交通ルールの周知を図ります。

外国人の交通安全対策の推進

新規

外国人が母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、外国語による交通安全パンフレットを転入手続きの際に配布する等交通ルールの周知を図ります。